

## 多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年6月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 1 監査の種類

定期監査（たな卸資産の管理に係る監査）

### 2 監査の対象

平成28年度上水道部たな卸資産

### 3 監査の実施日等

#### (1) 実施日

平成29年4月20日（木）

#### (2) 監査結果講評日

平成29年5月24日（水）

### 4 監査の方法

たな卸資産が実情を考慮した上で適正量購入され、適切に保管されているか、かつ、効率的・効果的に運用されているかどうかを主眼として、水道事業管理者から提出されたたな卸表に基づき、関係職員の説明を聴取しながら立会いにより実施した。

### 5 監査の結果

たな卸資産の管理及び保管状況は、適正であると認められた。